

答 申 書
(答 申 第 324 号)
令和2年(2020年)10月30日

1 審査会の結論

北海道知事が、開示請求に係る公文書について、非開示とした部分のうち、別紙1の3に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の部分を非開示としたことは、妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

別紙2のとおり（省略）

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「2019年1月1日以降の、ロシアによる船の連行に関する全ての文書」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、別紙1の1に掲げる文書を対象公文書として特定した。

実施機関は、別紙1の1(2)に掲げる文書⑬の添付文書の一部に、一般社団法人北海道水産会（以下「水産会」という。）が作成した文書が含まれていることから、開示決定に先立ち、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第18条第2項に基づき、水産会へ意見書提出の機会を付与したところ、水産会から、開示することに反対する意見書の提出があった。

実施機関は、対象公文書に記載された情報のうち、別紙1の2に記載された情報が、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）、同項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）及び同項第6号に規定する非開示情報（以下「6号情報」という。）に該当するとして、令和2年3月3日付け漁管第2004号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分のうち6号情報に該当するとして非開示とされた情報の開示を求めていることから、本件処分の妥当性について、以下判断する。

また、実施機関が、利害関係を有する水産会に対し審査請求への参加要請を行ったところ、水産会は受諾し、その対応として当審査会に対し本件処分の内容に係る意見書を提出している。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

本号前段に規定する「試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画」とは、道等又は国等の事務又は事業の目的を失わせ、又はその公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められる情報の典型的な例を示したものであり、「その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報」とは、前段に例示した情報に類する内容及び性質を有するその他の情報をいう。

イ 実施機関は、6号情報に該当するとして非開示とした情報について、概ね次のとおり、主張する。

(7) 操業指導会議復命書の添付文書である「北方四島周辺水域における日本漁船操業の手引き2020年たこ空釣り漁業」は、水産会により作成され、操業指導会議の出席者へ配付されたものである。当該文書は、水産会とロシア連邦政府関係機関による国際交渉に基づき作成された外交文書を元に作

られており、容易に外交文書の内容を類推することが可能となり、開示することにより、交渉相手との信頼関係が損なわれ、交渉上の不利益を被るおそれがあり、今後の国や関係団体における円滑な交渉の取り進めを著しく困難にするものである。

(イ) 漁業者からの聞き取り結果及び検査結果等については、これらを開示することにより、行政処分や行政指導の際の、道側の手法や内容が明らかとなり、今後の行政指導の公正又は円滑な遂行を著しく困難にするものである。

(ロ) したがって、これらの情報は、道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため、6号情報に該当する。

ウ 水産会は、「北方四島周辺水域における日本漁船操業の手引き 2020 年たこ空釣り漁業」について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 当該文書は、関係漁協職員、着業者及び行政職員を対象にした操業指導会議の参加者に配付した文書であり、部外者の目に触れることを想定していない。

(イ) ロシア連邦政府関係機関との交渉を経て作成される外交文書を元にして作られており、その内容は、繊細かつ機微に富んでいる。

(ロ) これらが開示されると、交渉の一端が明らかとなり、ロシア連邦との間の信頼関係が損なわれるおそれがあり、最悪の場合、ロシア連邦の心証を著しく害し、今後の交渉自体が立ちゆかなくなるおそれがある。

エ 当審査会において、対象公文書を見分したところ、別紙1の1(1)に掲げる文書③、別紙1の1(2)に掲げる文書⑨、同⑩、同⑪及び別紙1の1(3)に掲げる文書⑦（以下「本件非開示部分A」という。）には、北方四島周辺水域における日本漁船の連行に係る事案における関係者からの聞き取り調査の調査項目及び結果、関係者の発言内容並びに漁船の検査項目及び結果等が記載されており、これらの情報は、条例第10条第1項第6号前段に規定する情報であると認められる。

また、別紙1の1(2)に掲げる文書⑬の添付文書である「北方四島周辺水域における日本漁船操業の手引き 2020 年たこ空釣り漁業」（以下「本件非開示部分B」という。）には、ロシア連邦政府関係機関との外交文書の全文が掲載されており、手引きの内容は、当該外交文書等を元に編さんされていることが認められ、当該文書についても、条例第10条第1項第6号前段に規定する情報であると認められる。そこで、以下、これらを開示することにより、道の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるか否かについて検討する。

(ア) 本件非開示部分Aについて

a 聞き取り調査は、事案発生当時における事実関係を確認すること及び関係者の心証を把握するために行われており、聞き取り対象者の発言内容が開示されることになると、今後の聞き取り調査において、対象者が、開示されることを念頭に具体的な発言を避け、当たり障りのない回答に終始するおそれが生じ、結果として、正確に事案を把握することを困難にするなど調査の目的を失わせ、調査の円滑な実施を著しく困難にすると認められる。

b 聞き取り結果の調査項目及び調査結果並びに漁船の検査項目及び検査結果は、指導又は調査をする際の行政側の手法や注目する観点に係る情報である。これらの情報を開示すると、道の着眼点等が明らかとなり、調査対象者の不適切な行為を誘発するなど、今後の指導等の円滑な遂行に著しい支障が生ずるおそれが認められる。

しかしながら、別紙1の3に掲げる船団、漁協、漁船名、所属、検査年月日、検査実施者及び文書の標題については、他の複数の箇所亘って開示されている情報であって、この部分を開示したとしても、将来における道の事務又は事業の実施を困難にするとは認められない。

(イ) 本件非開示部分Bについて

当該文書は、ロシア連邦政府関係機関との外交文書を元にして作られており、これを開示することにより、ロシア連邦政府との信頼関係が損なわれ、交渉において不利益を生じるおそれが認めら

れ、今後の国等における円滑な交渉の実施を著しく困難にすると認められる。

上記(7)及び(4)のことから、本件処分において非開示とされた情報について、別紙1の3に掲げる情報は6号情報には該当せず、開示すべきであるが、その余の情報については、6号情報に該当すると認められ、実施機関が非開示としたことは妥当であると判断する。

(4) 部分開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、条例第10条第3項の規定により一律に非開示とすることは違法であると主張する。

ウ 一方、実施機関は、本件非開示部分A及び本件非開示部分Bは、6号情報に該当する一体不可分な情報であると主張する。

エ 当審査会において見分したところ、本件非開示部分A及び本件非開示部分Bに記載されている情報は、その一部でも開示すると、聞き取り調査の結果、漁船の検査結果及び外交文書の内容が類推され得る情報であり、相互に関連性を有する一体不可分の情報であると認められる。

したがって、別紙1の3に掲げる情報を除く本件非開示部分A及び本件非開示部分Bについて、その全体を一体として6号情報に該当するとした実施機関の決定は妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年7月21日	○ 諮問書の受理（諮問番号 631） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書の開示決定に係る意見書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
令和2年7月28日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年8月18日 （第一部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年9月4日	○ 参加人から意見書の提出
令和2年9月15日 （第一部会）	○ 審議
令和2年10月13日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年10月27日 （第104回審査会）	○ 答申案審議
令和2年10月29日	○ 答申

別紙 1

1 本件処分において、実施機関が特定した対象公文書

(1) 2019年1月7日発生案件関係

- ① 知事への連絡事項
- ② 連絡事項
- ③ 聞き取り結果

(2) 2019年12月17日発生案件関係

- ① 知事への連絡事項
- ② 連絡事項
- ③ 安全操業たこ空釣り漁船一覧、メール
- ④ 安全操業たこ空釣り漁船一覧
- ⑤ 乗組員名簿
- ⑥ 乗組員及び船体の早期解放要請
- ⑦ 乗組員及び船体の早期解放要請
- ⑧ 薬リスト
- ⑨ 聞き取り結果、復命書
- ⑩ 調査等の考え方
- ⑪ 漁船検査結果、復命書
- ⑫ 安全操業（たこから釣り漁業）操業実態報告書
- ⑬ 操業指導会議復命書

(3) 2020年1月15日発生案件関係

- ① 知事への連絡事項
- ② 連絡事項
- ③ 連行に係る情報（電話受理）
- ④ メール、許可証、乗組員名簿
- ⑤ 操業指導会議通知文及び復命書
- ⑥ 帰港時の情報メール
- ⑦ 聞き取り結果

2 本件処分において、実施機関が非開示とした部分とその理由

(1) 2019年1月7日発生案件関係

- ① 知事への連絡事項
- ② 連絡事項

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
携帯電話番号、個人の居住地	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項第1号
許可受有者名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第10条第1項第2号

③ 聞き取り結果

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
船長名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
許可受有者名、漁船登録番号	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号
見学位置、船長の発言内容、操業日誌（写）、操業指示書・確認書、洋上見学位置図	道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第 10 条第 1 項第 6 号

(2) 2019 年 12 月 17 日発生案件関係

① 知事への連絡事項

② 連絡事項

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
携帯電話番号、薬が必要な乗組員氏名（年齢）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
漁船登録番号、許可受有者（船主）名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号

③ 安全操業たこ空釣り漁船一覧、メール

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
氏名、メールアドレス（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
漁船登録番号、許可受有者（船主）名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号

④ 安全操業たこ空釣り漁船一覧

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
漁船登録番号、許可受有者（船主）名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号

⑤ 乗組員名簿、メール

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
乗組員氏名、メールアドレス（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号

⑧ 薬リスト、メール

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
氏名、薬名、効能、備考（病名）、メールアドレス（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号

⑨ 聞き取り結果、復命書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
漁船登録番号、許可受有者名、船長名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号
「安全操業（たこから釣り）における洋上見学聞き取り結果の各船長からの聞き取り結果」、「北方四島周辺水域におけるたこ漁業（から釣り）操業状況等に関する聞き取り調査報告書の「5 聞き取り結果」及び「6 対象者の発言内容」、関係する操業日誌、「調査項目、調査結果一覧表、調査結果概要（船団、漁協及び漁船名を除く）」	道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第 10 条第 1 項第 6 号

⑩ 漁船検査結果、復命書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
漁船登録番号、許可受有者名、船長名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することによ	条例第 10 条第 1 項第 2 号

	り、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	
「検査項目、検査結果一覧表、検査結果概要」、「安全操業たこから釣り漁業における再発防止策（道案）に関する漁協からの意見及びその添付資料」、「たこ漁船検査結果及びその添付資料」	道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第 10 条第 1 項第 6 号

⑫ 安全操業（たこから釣り漁業）操業実態報告書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
船長名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
漁船登録番号、許可受有者名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号
「聞き取り調査：調査項目、調査結果一覧表、調査結果概要（船団、漁協及び漁船名を除く）」、「漁船検査：検査項目、検査結果一覧表、検査結果概要」、「発生原因」	道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第 10 条第 1 項第 6 号

⑬ 操業指導会議復命書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名（国、道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
北方四島周辺水域における日本漁船操業の手引き 2020 年たこ空釣り漁業（一般社団法人北海道水産会・	当該文書は、一般社団法人北海道水産会とロシア連邦政府関係機関による国際交渉に基づき作成された外交文書を元にして作られており、容易に外交文書の内容を類推することが可能となり、開示することにより、交渉相手との信頼関係が損なわれ、交渉上不利を被るおそれがあり、今後の国や関係団体に	条例第 10 条第 1 項第 6 号

北方四島周辺海域 操業対策協議会)	おける円滑な交渉の取り進めを著しく困難にすると認められるため。	
----------------------	---------------------------------	--

(3) 2020年1月15日発生案件関係

① 知事への連絡事項

② 連絡事項

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
携帯電話番号	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
許可受有者（船主）名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第10条第1項第2号

③ 連行に係る情報（電話受理）

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名及び役職（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
漁船登録番号、許可受有者名	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第10条第1項第2号

④ メール、許可証、乗組員名簿

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
船舶電話番号、個人の氏名・年齢・生年月日・住所及び役職（道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号
許可受有者の住所及び氏名、漁船登録番号	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第10条第1項第2号

⑤ 操業指導会議通知文及び復命書

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名及び許可受有者名（国、道職員を除く）	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号

⑥ 帰港時の情報メール

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものであるため。	条例第10条第1項第1号

⑦ 聞き取り結果

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
個人の氏名（道職員を除く）、船長名	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 1 号
漁船登録番号	法人等又は事業を営む個人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。	条例第 10 条第 1 項第 2 号
聞き取り結果（〇〇）の船長からの聞き取り内容	道の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、将来同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第 10 条第 1 項第 6 号

3 審査会が、開示すべきと判断する部分とその内容

開示すべき部分	開示すべき内容
2019 年 12 月 17 日発生案件関係 ⑨ 聞き取り結果、復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果一覧表の標題 ・ 調査結果一覧表のうち、船団、漁船名及び所属に係る項目名及びその記載内容
2019 年 12 月 17 日発生案件関係 ⑩ 漁船検査結果、復命書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査結果一覧表の標題 ・ 検査結果一覧表のうち、所属及び船団に係る項目名及びその記載内容 ・ たこ漁船検査結果表の標題 ・ たこ漁船検査結果表のうち、漁船名、検査年月日及び検査実施者に係る項目名及びその記載内容
2019 年 12 月 17 日発生案件関係 ⑫ 安全操業（たこから釣り漁業）操業実態報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 聞き取り調査：調査結果一覧表の標題 ・ 聞き取り調査：調査結果一覧表のうち、船団、漁船名及び所属に係る項目名及びその記載内容 ・ 漁船検査：検査結果一覧表の標題 ・ 漁船検査：検査結果一覧表のうち、所属及び船団に係る項目名及びその記載内容